

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（抜粋）

第9章 化学物質の適正管理

第1節 化学物質の適正管理

（化学物質の適正管理）

第92条 事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、自主管理マニュアルを作成すること等により、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

- (1) 化学物質の管理体制の整備
- (2) 化学物質を適正に管理するための情報の収集及び整理
- (3) 化学物質の受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量並びにそれらの方法の把握
- (4) 化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び設備の使用
- (5) 化学物質の回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用
- (6) 化学物質の環境の保全上の支障を生ずるおそれを低減するための自主管理目標の設定

（化学物質の適正管理に関する指針）

第93条 市長は、事業者が行う化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正管理に関する指針を定め、これを公表するものとする。

（化学物質情報の提供）

第94条 市長は、事業者が行う化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を事業者に提供するよう努めるものとする。

第2節 化学物質の適正管理に関する措置

（化学物質の適正管理に係る指導等）

第95条 市長は、第93条に規定する指針を勘案し、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る指導及び助言を行うものとする。

（化学物質を排出した事業者への勧告）

第96条 市長は、化学物質が環境中に排出され、環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該化学物質を排出した事業者に対し、当該化学物質の取扱いの方法、

施設等の構造又は作業の方法の改善、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第3節 特定化学物質の排出管理

（特定化学物質の排出管理）

第97条 市長は、環境への配慮が特に必要と認められる事業所で規則で定める事業所を設置する者から、地域における公害の防止その他の環境への負荷の低減のため、規則で定める化学物質（以下「特定化学物質」という。）に係る管理状況、取扱状況、排出量及び移動量その他の規則で定める事項について、報告を求めることができる。

2 市長は、化学物質による環境の保全上の支障を防止するため、必要と認める特定化学物質について、前項の報告等に基づき市内における排出量を推計し、これを公表するものとする。

3 市長は、前項の必要と認める特定化学物質について、環境の状況を調査し、これを公表するものとする。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（抜粋）

第 8 章 特定化学物質の排出管理

（特定化学物質の排出管理）

第 7 9 条 条例第 9 7 条第 1 項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所（常時使用する従業員の数が 2 0 人以下の事業所を除く。）とする。

2 条例第 9 7 条第 1 項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質

(2) その他市長が必要と認める物質

3 条例第 9 7 条第 1 項に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

(1) 特定化学物質の管理状況（条例第 9 2 条各号に掲げる事項に限る。）

(2) 特定化学物質の取扱状況

(3) 特定化学物質の排出量及び移動量

(4) その他市長が必要と認める事項